

## 労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供について

株式会社メディアベース

対象期間：令和 3 年 8 月 1 日から  
令和 4 年 7 月 31 日まで

**【1】 事業所の名称**

株式会社メディアベース 本社

**【2】 派遣労働者数**

11 名

**【3】 派遣先事業者数**

2

**【4】 労働者派遣に関する料金の額（1 日 8 時間当たりの平均）**

35,310 円

**【5】 派遣労働者の賃金（1 日 8 時間当たりの平均）**

23,458 円

**【6】 マージン率**

33.6%

**【7】 教育訓練に関する事項**

情報セキュリティ教育、ビジネスマナー教育、IT 技術教育

**【8】 その他参考と認められる事項**

関東 I T ソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設  
その他のサービスが受けられます。（社会保険加入者のみ